

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和五年十二月一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 矢部 政実

| | |
|-----------------------------|----------------------------|
| 第六号 | 指定番号 |
| 建築基準法 第四十二条 第一項第五号 | 指定に係る 道路の種類 |
| 令和五年十二月 一日 | 指定の年月日 |
| 埼玉県児玉郡上里町大字神保原町字西台九十七 番一 | 指定に係る道路の位置 |
| 三十四・二四 | 指定に係る 道路の延長 (単位メートル) |
| 四・五〇 | 指定に係る 道路の幅員 (単位メートル) |